第二百三十二条第一項中「ものを含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の帳簿」を「第一項の帳簿又は前項の書類」に改め、同項ただし書中「帳簿」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者又は第百六十四条第一項各号に定める国内源泉所得に係る雑所得を生ずべき業務を行う非居住者で、その年の前々年分のこれらの雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百万円を超えるものは、財務省令で定めるところにより、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)中「満了」を「ひとり歯」に改める。

第二条　所得税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第二百二十一条第二項中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、「法人の支払」の下に「（その法人が同法第百三十一条（推計による更正又は決定）に規定する通算法人である場合には、当該通算法人の同条に規定する各事業年度に係る支払を除く。）」を加える。

第三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　連結納税義務者（第四条の二―第四条の六）」を「第二章の二　法人課税信託（第四条の二―第四条の八）」を「第二章の三　法人課税信託（第四条の二―第四条の四）」に、「第十条の二」を「第九条」に、「第十条の三」を「第十条」に、「第十五条の二」を「第十五条」に、「第五目　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）」を「第五目　完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の十三）」を「第十一款　第一目　第二目　第三目　第十二款　第一目　第二目　第三目　第四目　第五目　第六目　第一節　第二節　第一款　第二款　第三款　第四款　第二節　税　第一款　第二款　第三款　第一章の二　課　第一款　第二款　第三款　第三節　申　第一款　第二款　第三款の　第四款　第五款　第六款　退職　第二章　を

第十一款　第一目　第二目　第三目　第十二款　第一目　第二目　第三目　第四目　第五目　第六目　第一節　第二節　第一款　第二款　第三款　第四款　第二節　税　第一款　第二款　第三款　第一章の二　課　第一款　第二款　第三款　第三節　申　第一款　第二款　第三款の　第四款　第五款　第六款　退職　第二章　を」に改める。

第十一款　完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の十三）

第十一款　第一目　第二目　第三目　第十二款　第一目　第二目　第三目　第四目　第五目　第六目　第一節　第二節　第一款　第二款　第三款　第四款　第二節　税　第一款　第二款　第三款　第一章の二　課　第一款　第二款　第三款　第三節　申　第一款　第二款　第三款の　第四款　第五款　第六款　退職　第二章　を